

青森県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例

(平成十九年三月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十四号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十二条において準用する同法第二百四十三条の三第一項の規定による財政状況の公表(以下「財政状況の公表」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第二条 広域連合長は、毎年度四月一日から九月三十日までの財政状況の公表を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの財政状況の公表を五月三十一日までに行わなければならない。

(公表の内容)

第三条 財政状況の公表は、次の各号に掲げる事項を明らかにするとともに、十一月三十日までに行う公表においては前年度の決算の状況を、五月三十一日までに行う公表においては同日の属する年度の予算の概要をそれぞれ明らかにしなければならない。

- 一 歳入歳出予算の執行状況
- 二 財産、地方債及び一時借入金 の現在高
- 三 その他広域連合長が必要と認める事項

(公表の方法)

第四条 財政状況の公表は、青森県後期高齢者医療広域連合広告式条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二号)第二条第二項に定める掲示場に掲示して行う。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。